

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 5月26日
【会社名】	株式会社ラ・アトレ
【英訳名】	L'attrait Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 脇田 栄一
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目 9番18号 国際浜松町ビル 5階
【電話番号】	03-5405-7300
【事務連絡者氏名】	執行役員 I R担当 島田 隆浩
【最寄りの連絡場所】	東京都港区海岸一丁目 9番18号 国際浜松町ビル 5階
【電話番号】	03-5405-7300
【事務連絡者氏名】	執行役員 I R担当 島田 隆浩
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,341,170円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 254,467,170円 （注） 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われないう場合及び当社が本新株予約権を取得し、又は買い取って消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2番 1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

発行数	4,002個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	2,341,170円
発行価格	新株予約権1個につき585円(新株予約権の目的である株式1株当たり5.85円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成29年6月12日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ラ・アトレ 経営管理部 東京都港区海岸一丁目9番18号 国際浜松町ビル5階
払込期日	平成29年6月12日(月)
割当日	平成29年6月12日(月)
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 青山支店

- (注) 1 株式会社ラ・アトレ(以下、「当社」といいます。)第6回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の発行については、平成29年5月26日(金)開催の当社取締役会決議によるものであります。
- 2 申込及び払込みの方法は、当社及びマッコーリー・バンク・リミテッド(以下、「割当予定先」といいます。)との間で本新株予約権に係る買取契約(以下、「本買取契約」といいます。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
- 3 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本買取契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなことになることとなります。
- 4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
- 5 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式(別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄に定義)400,200株(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義)は100株)で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正 当社が決定する別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の条件により、行使価額は、各修正日の前取引日の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正される。 「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合(一時的な取引制限を含む。)には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。 「修正日」とは、各行使価額の修正につき、当社が行使価額の修正を決議した後、欄外注記7に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日をいう。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度 行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、各修正日の前取引日において、修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限 行使価額は311円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項による調整を受ける。)(以下、「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。本欄第2項記載の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>5. 割当株式数の上限 400,200株(本有価証券届出書提出日現在の当社発行済普通株式総数4,870,000株に対する割合は、8.22%(小数第3位の端数を四捨五入した値))。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。</p> <p>6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額) 本新株予約権の発行価額の総額2,341,170円に下限行使価額である311円で本新株予約権が全部行使された場合の124,462,200円を合算した金額。</p> <p>7. 当社の請求による本新株予約権の取得 本新株予約権には、当社の決定により、本新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている(詳細については別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照。)</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。なお、単元株式数は100株である。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式400,200株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は100株)とする。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。</p>

	<p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者(以下、「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項(2)の場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)は、当初630円とする。但し、行使価額は本欄第3項及び第4項に定める修正及び調整を受ける。</p> <p>3. 行使価額の修正</p> <p>(1) 当社は、行使価額の修正条項の適用を決定することができ、それ以後、行使価額は本項に基づき修正される。当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正条項の適用を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正条項の適用を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降、別記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日まで、本項(2)を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正される。</p> <p>(2) 行使価額は311円(但し、本欄第4項による調整を受ける。)を下回らないものとする(以下、「下限行使価額」という。) 本項(1)の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>4. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p>

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項(2) から までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2) から にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項(2) の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値の日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2) の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数含まないものとする。

(5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行行使価額の調整を必要とするとき。

	<p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>254,467,170円</p> <p>(注) 全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得し、又は買い取って消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成29年6月13日から平成31年6月12日までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所</p> <p>株式会社ラ・アトレ 経営管理部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所</p> <p>該当事項なし。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社三菱東京UFJ銀行 青山支店</p>
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり585円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p>

	2. 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり585円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する本買取契約書において、当社取締役会による承認がない限り、本新株予約権を第三者に譲渡しない旨の制限を付すものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由

(1) 募集の目的及び理由

当社は、平成20年のリーマン・ショックが不動産業界に与えた甚大な影響から脱出し、平成28年12月期において5期連続の黒字を計上いたしました。

金融機関からの新規運転資金の借入も徐々に正常化を遂げてまいりましたが、平成28年12月期において総資産が前年比2倍、棚卸資産が前年比3倍となるなど、急速に膨らむ資産によって自己資本比率が低下し、財務基盤の強化が急務となっております。

また、昨今の不動産価格の上昇、建築資材や工事費等の高騰が、不動産業界の先行きに不透明感を与えております。このようなリスクを回避しながら収益を獲得していくためには、不動産賃貸事業に代表されるインカムゲイン型不動産事業の拡充が不可欠であり、当社は優良な収益用不動産の発掘に注力しております。

当社が物件を取得する際には金融機関からの借入を行いますが、現在の当社の財務体質では物件価格の100%を融資で賄うことは不可能であり、物件価格の10~20%程度は自己資金を用意する必要があります。更に、優良な収益用不動産を同業他社に先行して取得するためには、金融機関の融資審査における迅速な意思決定が不可欠になります。しかしながら、現在の当社の財務状況では、物件取得に必要な自己資金がまだ不足しており、その資金を用意できないため金融機関からのスピーディーな融資を実質的に受けることができません。これまでも物件情報を得たものの資金的理由で取得を断念せざるを得ない事例が多数ありました。

今後、当社が継続的に成長を遂げるためには自己資本比率の改善や自己資金の確保等の財務体質の強化を避けることはできません。

このような業績・財務状況において、平成29年2月に公表した中期経営計画（平成29年12月期～平成31年12月期）に掲げた収益目標を達成するため、間接金融からの調達のみならず、直接金融からの調達により、自己資本比率の改善等の財務基盤の強化を図る必要があることから、本第三者割当による資金調達を決定いたしました。この調達により、当社が取得できる収益用不動産の規模は20億円～30億円程度と想定しており、年間約1.5億円程度の増収効果が期待できます。

(2) 行使価額修正条項付新株予約権の発行を選択した理由

当社は、資金調達に際し、間接金融の融資姿勢及び財務状況、今後の事業展開等を勘案し、既存株主の利益に対する影響を抑えつつ自己資本比率を改善させることを軸として、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。このため、下記「(3) 本資金調達の特徴」に記載の各項目及び他の手段との比較を行った結果、割当予定先からの提案である第三者割当による本新株予約権による資金調達が最適の手段であると判断し、これを採用することに決定いたしました。

(3) 本資金調達の特徴

本新株予約権の内容は、新株予約権の行使価額と対象株式数を当初固定することにより、既存株主様の株式価値の希薄化の抑制と、目標である資金ニーズの確保を図っております。加えて、当社の判断によって行使価額修正条項を適用できるようにすることにより、当社普通株式の株価が大きく変動した際、当該修正条項を適用することによって当社の意思で行使価額を修正することでより多くの資金調達の機会を得ることができるなど、当社の資金調達にとって有利に機動的な資金調達促進が図られるように設計されており、以下の特徴を有しております。

対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から発行要項に示される400,200株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整される場合があります。

取得条項

本新株予約権は、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、15取引日前に本新株予約権者に通知することによって残存する新株予約権の全部または一部を本新株予約権の発行価額相当額で取得することができる設計となっております。

これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。

行使価額修正条項適用権

上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄「3. 行使価額の修正」に記載のとおり、本新株予約権の行使価額は原則として固定されていますが、当社の判断により、行使価額の修正条項を適用することが可能です。このことは、当初固定価格に設定することで、当社の資金ニーズを確保する目的を果たしつつ、行使価額の修正条項適用権を併せ持つことにより、当初の目標株価であった当初行使価額を大幅に上回って株価が上昇した場合には、下記「不行使期間」に記載のとおり、当社が、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間を適宜設定しつつ行使価額の修正を開始することで、資金調達額を増額できる可能性があります。一方、当初行使価額を下回って株価が推移している状態であっても、当社の判断で行使価額の修正を開始することにより、緊急の又は機動的な資金ニーズに対して対応することが可能となります。なお、修正条項適用後の行使価額には下限が定められており、大きく下落した場合であっても、行使価額の下方向修正に歯止めが掛かる仕組みとなっております。但し、本新株予約権の行使価額が修正される仕組みに切り替えた場合、行使価額は、当初固定価額には戻すことはできません。

不行使期間

本買取契約において、当社は、株式購入保証期間（下記「株式購入保証」に記載しております。）中を除く、本新株予約権の行使期間中、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間（以下、「不行使期間」といいます。）を2回まで定めることができます。1回の不行使期間は10連続取引日以下とし、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って3取引日前までに書面により不行使期間の通知を行います。当社の判断により、本新株予約権の行使価額が修正される仕組みに切り替えた場合（かかる切り替えを行う旨の決議がされた場合、上記「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄に記載のとおり、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下、「修正日」といいます。）に、修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されます。）であって、継続的な当社の株価の上昇が見込まれる場合は、当社が不行使期間を設定することで、不行使期間経過後（不行使期間中に当社の株価が上昇していれば、不行使期間経過後の本新株予約権の行使価額もより高い価額に修正されます。）に割当予定先が本新株予約権を行使することが想定され、当社はより多くの資金を調達できる可能性を確保することができます。

但し、予想に反して株価が下落した場合には、資金調達額は減少します。

株式購入保証

本買取契約において、行使期間中、当社は、()当社が割当予定先に対して一定の様式の書面による事前の通知により株式購入保証期間を指定すること、及び()ある株式購入保証期間の終了日と他の株式購入保証期間の開始日の間は、少なくとも10取引日以上の間隔を空けることを条件として、株式購入保証期間の適用を指定することができます。株式購入保証期間において、割当予定先は、本新株予約権を行使し、当社普通株式に係る当該株式購入保証期間の指定時の流動性に応じた行使保証金額（以下に定義します。以下同じ。）と同額を行使価額として当社に対して払い込むこととされており（なお、かかる場合、割当予定先は本新株予約権をその裁量で一回又は複数回に分けて行使することができるものとされます。）。

但し、()ある株式購入保証期間の初日において該当する行使保証金額分を下回る数の本新株予約権が残存する場合には、割当予定先は、その時点で未行使の本新株予約権を行使すれば足り、()ある株式購入保証期間中に、行使期間の末日、又は、上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に記載の取得事由に定める取得日又は本買取契約に基づく買取請求権（詳細については下記「買取請求」に記載のとおり。）による取得を割当予定先が請求した日のいずれかの日（以下、「早期終了日」といいます。）が到来する場合、割当予定先は早期終了日時点において該当する行使保証金額に不足する金額が生じたとしても、かかる不足額を当社に対して支払ういかなる義務も負わないものとされます。

なお、「株式購入保証期間」とは、当社が株式購入保証期間の適用を指定した日の翌適格取引日から起算して20適格取引日の期間をいい、「適格取引日」とは、以下の全ての事由が存在しない取引日をいうものとします。

- ・東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の株価が、本新株予約権の下限行使価額（本新株予約権が行使価額固定型新株予約権（当社取締役会の決議により、本新株予約権の行使価額が修正される仕組みに切り替える前の本新株予約権のことをいう。）である間に該当する株式購入保証期間が設定された場合は、当初行使価額）に1.1を乗じた額以下である場合
- ・東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の株価が、東京証券取引所が公表する、直前の取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値から10%以上下落している場合
- ・当社普通株式の当該取引日の東京証券取引所における普通取引の売買代金が、当該行使保証金額に係る下記の必要下限売買代金以下である場合

行使保証金額	必要下限売買代金
4,000万円	700万円
3,000万円	500万円
2,000万円	350万円

- ・当該取引日が不行使期間（詳細については上記を参照）に該当する場合
- ・当該取引日より前に割当予定先が行使していたものの、当該行使により取得することとなる当社普通株式が当該行使が効力を生じた日から3取引日を超えて割当予定先に交付されていない、本新株予約権が存在する場合
- ・割当予定先による行使が、制限超過行使（本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる当社普通株式数が払込期日時点における上場株式数（東京証券取引所が当該払込期日時点に公表している直近の上場株式数をいいます。払込期日後に行われた株式の分割、併合又は無償割当てが行われた場合に公正かつ合理的に調整された上場株式数を含みます。）の10%を超えることとなる場合における当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使をいいます。）に該当し、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、その後の改正を含みます。）第11条第1項本文所定の制限に抵触する場合
- ・本買取契約に基づく当社の表明保証のいずれかに表明保証時点において誤りがある場合又は表明保証時点後不正確になった場合（但し、割当予定先が軽微な違反と判断した場合を除きます。）
- ・当社が本買取契約に定める誓約事項のいずれかに違反している場合（但し、割当予定先が軽微な違反と判断した場合を除きます。）及び割当予定先が当社普通株式に係る借株を得られない場合（当社普通株式の貸主から貸株の返還を求められた場合を含みますが、これに限られません。）

また、「行使保証金額」とは、当社が株式購入保証期間を開始する日に先立つ20取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の日次平均売買代金を基準に、下記表の記載に従って決定される金額で、下記の表中の対応する行に参照される金額をいいます。

当社普通株式の流動性 (日次売買代金の平均)	行使保証金額
700万円超	4,000万円
500万円超から700万円以下	3,000万円
350万円超から500万円以下	2,000万円
350万円以下	0円

譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当ての方法により発行されるものであり、かつ本買取契約において譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当先から第三者へは譲渡されません。

買取請求

本買取契約には、いずれかの取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が10取引日連続して平成29年5月25日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%（311円）（但し、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整されるものとします。）を下回った場合、いずれかの20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、平成29年5月26日（なお、同日は含まない。）に先立つ20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの取引所における普通取引の平均売買出来高（但し、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて適宜に調整されるものとします。）の50%を下回った場合、割当予定先が本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、東京証券取引所における当社普通株式の取引が5取引日以上期間にわたって停止されている場合には、割当予定先は、それ以後いつでも（株式購入保証期間中であるか否かを問いません。）、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部を買い取ることを請求することができる旨が定められる予定です。当社は、当該買取請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日（但し、本新株予約権の行使期間の末日が先に到来する場合は、本新株予約権の行使期間の末日とします。以下、「買取日」といいます。）において、本新株予約権1個当たり、本新株予約権に係る発行価額と同額の金銭と引換えに、当該買取請求に係る本新株予約権の全部を買取ります。なお、本新株予約権の行使期間が満了した場合でも、当該行使期間中に買取日が到来する場合における当該各本新株予約権については、当社が割当予定先に支払うべき発行価額相当額の支払義務は消滅又は免除されることはありません。

本新株予約権発行後、当社普通株式の株価が大幅に下落した場合、東京証券取引所における当社普通株式の平均売買出来高が大幅に減少した場合、本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で割当予定先が未行使の本新株予約権を保有している場合等において、割当予定先が当社に対して本新株予約権の買取請求を行った場合には、本新株予約権の行使による資金調達が行われないことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があり、また、本新株予約権の払込金額と同額の金銭の支払いが必要になることにより、本新株予約権による最終的な資金調達額が減少する場合があります。

権利不行使

本新株予約権は、割当予定先が本新株予約権の行使を行わない可能性があり、権利が行使されない場合、資金調達額は、当社が想定した額を下回る可能性があります。

エクイティ性証券の発行の制限

当社は、本買取契約締結日から、行使期間の満了日、当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には、当該行使が完了した日、当社が割当予定先の保有する本新株予約権の全部を取得した日、及び本買取契約が解約された日のいずれか先に到来する日から6ヶ月後までの間、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはならない旨が本買取契約において定められる予定です。但し、当社の役員及び従業員並びに当社の子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合（当該ストック・オプションの行使により株式を発行する場合を含む。）、及び当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発

行する場合(当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。)を除きます。

[他の資金調達方法との比較]

当社は、従前から物件取得に際して金融機関から借り入れを行っておりますが、現在の当社の財務体質では物件価格の100%を融資で賄うことは不可能であり、物件価格の10~20%程度は自己資金を用意する必要があります。したがって、当社の業績を安定させる程度の収益物件を購入するためには相当程度の自己資金が必要となりますが、その資金を十分に用意できないため金融機関からの融資を実質的に受けることができません。このことから、当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下の通りです。

公募増資、株主割当(ライツ・オフリング)

当社の財務状況の健全性や株式の取引状況が必ずしも十分な流動性を確保できていない状況等を考えると一般公募や株主割当(ライツ・オフリング)による発行株式が市場で安定的に消化されるのは困難と思われるため、現実的でない判断しました。

第三者割当による新株発行

新株発行の場合は、発行と同時に資金を調達することができますが、一方、発行と同時に株式の希薄化が一度に起こってしまうため、既存株主様の株式価値へ悪影響を及ぼす懸念があります。

また、新株を引き受ける投資家を探す必要がありますが、当社への投資に合意していただける投資家を探し出すことはできませんでした。

第三者割当による新株予約権付社債の発行

新株予約権付社債の場合は、発行と同時に資金を調達でき、また株式の希薄化は一気に進行しないというメリットがあります。しかしながら、社債の株式への転換が進まなかった場合、満期時に社債を償還する資金手当てが別途必要になります。資金手当てができなかった場合デフォルトを起こし、経営に甚大な影響を与えるリスクがあります。また、転換または償還が行われるまで利息負担が生じることにもなります。

新株予約権付社債においても投資家を探す必要がありますが、こちらについても当社への投資に合意していただける投資家を探し出すことはできませんでした。

これらに対し、新株予約権の発行は、一般的に段階的に権利行使がなされるため、希薄化も緩やかに進むことが想定され、既存株主様の株式価値への悪影響を緩和する効果が期待できます。

また、本新株予約権は、発行後いつでも、本新株予約権者に15取引日前に通知することによって残存する新株予約権の全部または一部を本新株予約権の発行価額相当額で取得することができることとなり、希薄化の防止や資本政策の柔軟性を確保した設計としております。

以上の検討の結果、割当予定先から提案を受けた本新株予約権の発行による資金調達は上記の他の資金調達方法よりも現実的な選択肢であり、既存株主様の利益にもかなうものと判断いたしました。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。
3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取り決めの内容
当社が割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に締結する本買取契約には、上記「(注)1.(3)本資金調達の特徴」に記載した内容が含まれます。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
割当予定先と当社及び当社の特別利害関係者等との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項
該当事項はありません。

7. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとします。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生します。

8. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

- (1) 当社は、本新株予約権にかかる本新株予約権証券を発行しません。
- (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の3銀行営業日後の日（但し、かかる取扱いが実務上難しい場合には、4銀行営業日後の日とする。）に、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加記録を行うことによって株式を交付します。

9. その他

- (1) 本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。
- (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。
- (3) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任するものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
254,467,170	8,500,000	245,967,170

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額2,341,170円に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額252,126,000円を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、スチームハーバー証券株式会社への財務アドバイザーフィー（6,500千円）、新株予約権公正価値算定費用（1,000千円）、登録免許税（100千円）、有価証券届出書作成費用その他（900千円）です。
4. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を取得し、又は買取った場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

(2)【手取金の使途】

本新株予約権発行による上記差引手取概算額245,967,170円については、すべて当社の主力事業である不動産の取得に充当する予定です。現時点において具体的な取得予定物件はまだ確保しておりませんが、当社においては日常的に多数の物件情報を入手しており、新株予約権の権利行使の進捗に合わせて、候補物件を絞り込み、具体的取得手続きを進めてまいります。

当社は従来から賃貸用不動産を保有し、継続的に安定した賃料収入を獲得してきておりますが、平成29年2月28日に公表いたしました中期経営計画にも記載の通り、安定的な利回りを実現できる優良物件を発掘し、新たに取得し、あるいは資産の入れ替えを行っていくことも検討しております。物件の取得に際しては、自己資金と当該取得物件を担保とした金融機関からの借入を組み合わせる資金手当てを行う方針であります。資金の多くは金融機関からの借入に依存する予定ですが、取得総額の10～20%程度は自己資金で賄う必要があるため、本新株予約権の権利行使による調達資金を物件取得の自己資金として充当する方針であります。

なお、新株予約権が行使されなかった場合または当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当社の手取資金額は減少します。本新株予約権の権利行使に伴う当社手取資金が減少した場合には、その減少割合に応じて金融機関から受けられる融資も同様の割合で減少することが予想されるため、収益用不動産の取得規模が想定よりも遅れる可能性があります。

なお、具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
収益用不動産取得費用（手付金及び最終金、仲介手数料その他必要諸経費のうち銀行融資調達分以外）	245	平成29年6月から平成31年5月

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先

a 割当予定先の概要(注)	
名称	マッコーリー・バンク・リミテッド(Macquarie Bank Limited)
本店の所在地	Level 6, 50 Martin Place, Sydney NSW 2000, Australia
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
代表者の役職及び氏名	会長 P.H. ワーン(P.H. Warne) CEO M.J. リームスト(M.J. Reemst)
資本金	9,812百万豪ドル(842,262百万円) (平成29年3月31日現在)
事業の内容	商業銀行
主たる出資者及びその出資比率	Macquarie B.H. Pty Ltd, 100%
b 提出者と割当予定者との間の関係(注)	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものです。

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、平成26年7月に第三者割当増資及び新株予約権証券の第三者割当により資本及び財務基盤を強化・活用し、平成27年12月期の業績において、556百万円の経常利益を計上し、過去最高益を更新いたしました。

その後、日銀によるゼロ金利政策などによる金融政策の影響から、金融機関の融資姿勢に一部緩和が見られ、当社の間接金融からの調達環境に改善が見られました。この調達環境を活かし、当社不動産管理事業は、収益不動産のポートフォリオの再構築を進め、より優良な収益不動産の入れ替えを進めた結果、平成28年12月期においては、収益不動産は40億円に増加し、同期の営業利益の約3分の1を構成する事業に成長してまいりました。

このような業績・財務状況を基盤として、平成29年2月に公表した中期経営計画の収益目標を達成するため、間接金融からの調達のみならず、直接金融からの調達により、自己資本比率の改善等の財務基盤の強化を図る必要があります。資金調達方法を模索してまいりました。

その中で、これまでM&A案件などの提案を受けていたストームハーバー証券株式会社（所在地：東京都港区赤坂一丁目12番・代表取締役社長：渡邊佳史）からの資金調達スキームの提案を受け、また、割当予定先のあっせんを行うマッコーリーキャピタル証券会社（所在地：東京都千代田区紀尾井町4番1号・代表者：ディヴィッド・ジョージ・シャート）及び割当予定先の紹介を受けました。マッコーリーキャピタル証券会社及び割当予定先（以下、「割当予定先等」といいます。）から、当社の事業環境の現状、平成29年2月に公表した中期経営計画の目標数値と収益不動産取得の拡大施策及び資金ニーズに深く共感していただき、これまでのグローバルな活動及び実績があり、割当予定先の保有方針などを総合的に勘案した結果、本新株予約権の第三者割当の割当予定先として適切な相手先だと判断いたしました。加えて、割当予定先のあっせん先を紹介いただいたストームハーバー証券株式会社とは、今回の財務アドバイザーとしての役割に加えて、今後も不動産取得にかかわる証券化のスキームや物件情報などの事業上のシナジーが期待できます。これらのことから、ストームハーバー証券株式会社を通じ、割当予定先をマッコーリー・バンク・リミテッドとする資金調達といたしました。

（注） マッコーリー・バンク・リミテッドに対する本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員であるマッコーリーキャピタル証券会社のあっせんを受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当てようとする株式の数

マッコーリー・バンク・リミテッド：新株予約権の目的である株式の総数 400,200株

(4) 株券等の保有方針

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、本買取契約において、割当予定先は、当社の取締役会の承認がない限り、本買取契約に基づく権利・義務、本買取契約上の地位及び本新株予約権を第三者に譲渡しない旨が定められています。

なお、当社役員と割当予定先とのあっせんを行うマッコーリーキャピタル証券会社の担当者を経由して、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを口頭で確認しております。

また、当社と割当予定先は、当社取締役会の決議により本新株予約権の行使価額が修正される仕組みに切り替えた場合には、本新株予約権が東京証券取引所の定める有価証券上場規程及び日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に定義される「MSCB等」に該当するため、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得する株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る転換又は行使（以下、「制限超過行使」といいます。）を制限する旨を本買取契約にて規定する予定です。

具体的には、割当予定先が制限超過行使を行わないこと、割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記及びに定める事項と同様の内容を約させること、割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記及びに定める事項と同様の内容を約させること、当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、当社は、割当予定先からの転売先となる者（転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。）との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等の内容について、本買取契約により合意する予定です。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドの平成29年(2017年)のAnnualレポート(豪州の平成13年(2001年)会社法(英名:Corporations Act 2001)に基づく資料)により、平成29年3月31日現在の割当予定先単体の現金及び現金同等物が8,122百万豪ドル(円換算額:697,192百万円)、参照為替レート:85.84円(三菱東京UFJ銀行平成29年3月31日時点仲値)であることを確認しており、払込み及び本新株予約権の行使に必要なかつ十分な資金を有していると認められることから、当該払込みに支障はないと判断しております。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは、オーストラリア証券取引所(ASX)に上場し、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁APRA(Australian Prudential Regulation Authority)の監督及び規制を受けておりますマッコーリー・グループ・リミテッドの100%子会社であります。

また、マッコーリー・グループ・リミテッドは、金融行為規制機構(Financial Conduct Authority)及び健全性監督機構(Prudential Regulation Authority)の規制を受ける英国の銀行であるマッコーリー・バンク・インターナショナルも傘下においております。日本においては、割当予定先の関連会社であるマッコーリーキャピタル証券会社が第一種金融商品取引業の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。

以上のような、割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制のもとにある事実について、当社は割当予定先の担当者との面談によるヒアリング及びAPRAホームページ、割当予定先のAnnualレポート等で確認しております。以上から、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権は、振替新株予約権とするため、会社法第236条第1項6号に定める新株予約権の譲渡制限はありませんが、本買取契約における制限として、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額は、第三者算定機関である株式会社Stewart McLaren（所在地：東京都港区東麻布一丁目15番、代表取締役：小幡治）に算定を依頼しました。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や格子モデルといった他の価格算定手法との比較及び検討を実施したうえで、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を適切に算定結果に反映できる価格算定手法として、一般的な価格算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算法（モンテカルロ法）を用いて本新株予約権の評価を実施しています。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算法（モンテカルロ法を含む）は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で使われている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させて将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での新株予約権権利行使から発生するペイオフ（金額と時期）の現在価値を求め、これらの平均値から理論的な公正価値を得る手法です。

当該算定機関は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ算定基準日である平成29年5月25日における当社普通株式の株価621円/株、当社普通株式の価格の変動率（ボラティリティ）46.5%（平成27年5月8日から平成29年5月25日の日次株価を利用）、満期までの期間2年、配当利率0.8%、安全資産利率マイナス0.2%（2年間）、当社の行動、割当予定先の行動を考慮して、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算法を用いて、本新株予約権の評価を実施しました。

なお、当社に付された取得条項は、発行要項上いつでも行使することが可能な権利とされておりますが、当社は、株価が一定程度上昇した場合、残存する本新株予約権を全部取得するものと想定しており、当該評価においてはその水準を発行決議時株価の200%以上となった場合と設定しております。当社に付された権利行使禁止期間設定条項につきましては、権利行使禁止の解除発動予測が困難であるとの理由により、本算定の前提条件からは除外されております。

また、割当予定先の行動は、当社株価が権利行使価格を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日当たりの平均売買出来高の約10%で売却することと仮定しております。本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の200%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（取得日）の15取引日前までに割当予定先に対する通知を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき発行価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができると想定しており、当社は基本的に割当予定先による権利行使を待つものとしております。また、当社に付された取得条項は、発行要項上いつでも行使することが可能な権利とされております。

当社は、株価が一定程度上昇した場合、残存する本新株予約権を全部取得するものと想定しており、当該評価においてはその水準を発行決議時株価の200%以上となった場合と設定しております。発行要項上取得条項は任意コール（ソフトコール）であり、同条項が発動される具体的な株価水準は定められていません。通常任意コールの発動は取得者の収益が正の値を取る場合に行われるため、この発動水準を行使価額の100%と設定する場合もあります。しかし、本新株予約権の算定においてはこの発動水準を保守的に設定し、本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の200%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（取得日）の15取引日前までに割当予定先に対する通知を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき発行価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができると想定しております。発動水準を200%と設定した理由は、当社がより有利な代替資金調達手法を確保することという既存株主の保護の観点を加味し、代替資金調達コストをCAPMと調達金利から10%程度と見積もり、取得条項を発動する株価水準は、行使価額に代替資金調達コストを加えた水準をさらに保守的に設定しました。これは、株価が当該水準を超えた場合、対象新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。

これらの算定方法により、当該算定機関の算定結果として、第6回新株予約権の1個当たりの払込金額は金585円となりました。また、本新株予約権の行使価額は、当初、平成29年5月25日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値621円の101%に相当する額である630円とするとともに、本新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との間での協議を経て、10%としました。

本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられている汎用ブラック・ショールズ方程式を用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額を参考に、当該評価額を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を

経て決定されているため、本新株予約権の払込金額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査役3名全員(うち会社法上の社外監査役2名)から、払込金額が割当予定先に特に有利でないことに関し、本新株予約権発行要項の内容及び上記算定結果を踏まえ、上記算定根拠に不合理な点は見受けられず、有利発行に該当しない旨の意見の表明を得ております。当該意見表明は、第三者算定機関である株式会社 Stewart McLarenが新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられている汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法(モンテカルロ法)を用いて本新株予約権の公正価値を算定していること、ブラック・ショールズ方程式は、標準的な新株予約権価値の算定には適しているが、特約条項により行使条件が付されたオプション評価に関しては適切な評価方式ではないため、部分的に複雑な条件が付されているケースにも対応できるモンテカルロ法を採用した事は妥当な判断と考えられること、当該算定にあたり、本新株予約権の発行要項、市場関連データ、本新株予約権の証券設計の概要、特約条項の発動方針、対象新株予約権の権利行使により取得した株式の保有方針等の条件が考慮されていること、払込金額は1個当たり585円を算定単価とし、それを参考として算定単価を下回らない範囲で割当予定先と協議により決定した1個当たり585円という新株予約権の決定単価は、第三者算定機関の算定単価と同額であり、前述及びの諸観点からみても適正な価額であると判断されること等を総合的に考慮して、本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利な条件でないと判断した旨の意見を述べるものであります。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は400,200株(議決権数4,002個)であり、平成29年3月31日現在の当社発行済株式総数4,870,000株(自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権数44,692個)を分母とする希薄化率は8.22%(自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権の総数に対する割合は8.95%)の希薄化をもたらすこととなります。また、全ての本新株予約権が行使された場合に発行される当社の普通株式数400,200株に対し、当社過去6ヶ月間における1日あたりの平均出来高は8,955株、過去3ヶ月間における1日あたりの平均出来高は8,788株及び過去1ヶ月間における1株あたりの平均出来高は8,826株となっております。したがって、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である2年間(年間取引日数:245日/年営業日で計算)で行使して希薄化規模が最大化になった場合、1日あたりの売却数量は816株となり、上記過去6ヶ月間における1日あたりの平均出来高の9.11%に留まることから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有していると判断しており、本新株予約権の行使により発行された当社株式の売却は、当社株式の流動性によって吸収可能であると判断しております。

会社の財務状況改善による中長期的な業績改善効果が見込めること、手元資金の増加により収益拡大のための物件獲得が円滑に進むことが期待されることにより既存株主様の利益につながるものと考えており、本新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は一定の合理性を有しているものと判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
合同会社城山21世紀投資	東京都港区海岸1-9-18	490,700	10.98%	490,700	10.08%
サマーバンク合同会社	東京都新宿区四谷1-15	462,000	10.34%	462,000	9.49%
マッコーリー・バンク・リミ テッド	Level 6, 50 Martin Place, Sydney NSW 2000, Australia			400,200	8.22%
岡本 浩代	東京都世田谷区	292,900	6.55%	292,900	6.02%
八尾 浩嗣	大阪府大阪市福島区	290,600	6.50%	290,600	5.97%
サマーリバー合同会社	東京都新宿区四谷1-15	278,700	6.38%	278,700	5.72%
築地株式会社	東京都中央区築地4-4-15	220,000	6.24%	220,000	4.51%
脇田 栄一	東京都港区	141,200	3.16%	141,200	2.90%
昭栄電気工具株式会社	東京都大田区田園調布南30-8	140,000	3.13%	140,000	2.88%
笠原 朗	大阪府大阪市鶴見区	106,200	2.38%	106,200	2.18%
合計		2,422,300	54.19%	2,822,500	57.96%

- (注) 1 平成28年12月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。
- 2 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年12月31日現在の株主名簿及び平成29年3月31日までに当社が確認した事項（平成29年2月に第4回新株予約権の権利行使があり、発行済株式総数が103,500株が増加）に基づき記載しております。
- 3 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
- 4 割当後の所有議決権数及び割当後の議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年12月31日現在の株主名簿をもとに、平成29年3月31日までに当社が確認した株式の移動状況及び本新株予約権の目的となる株式発行により増加予定の議決権数（4,002個）を加算し、作成しております。
- 5 割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドの「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を全て保有した場合の数となります。
- 6 割当予定先が本新株予約権を全部行使した場合、当社が保有する自己株式400,200株を充当する予定です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第27期有価証券報告書（提出日平成29年3月29日）及び第28期第1四半期報告書（提出日平成29年5月12日）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成29年5月26日）までの間に、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。また、有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成29年5月26日）においても変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成29年5月26日）までの間において、次のとおり臨時報告書を提出しております。

（平成29年4月3日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、平成29年3月29日開催の第27回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年3月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金5円（総額21,831,375円）

剰余金の配当が効力を発生する日 平成29年3月30日

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役として、脇田栄一、自見信也、八尾浩嗣及び舩津雅弘を選任する。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、阿部慎介、佐藤明充及び江口正夫を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成 (反対)割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	24,809	33	0	(注)1	可決 99.80
第2号議案 取締役4名選任の件					
脇田 栄一	24,796	46	0	(注)2	99.75
自見 信也	24,796	46	0		可決 99.75
八尾 浩嗣	24,796	46	0		99.75
船津 雅弘	24,795	47	0		99.75
第3号議案 監査役3名選任の件					
阿部 愼介	24,789	53	0	(注)2	99.72
佐藤 明充	24,798	44	0	可決	99.76
江口 正夫	24,791	51	0		99.73

(注)1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第27期)	自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日	平成29年3月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第28期第1四半期)	自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日	平成29年5月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1」に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年3月28日

株式会社ラ・アトレ

取締役会 御中

監査法人よつば総合事務所

指定社員 公認会計士 徳永 剛
業務執行社員指定社員 公認会計士 高屋 友宏
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラ・アトレの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラ・アトレ及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年1月25日開催の取締役会決議に基づき、平成29年1月31日付で、子会社の固定資産取得に係る金融機関からの借入に対して債務保証を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ラ・アトレの平成28年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ラ・アトレが平成28年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年3月28日

株式会社ラ・アトレ

取締役会 御中

監査法人よつば総合事務所

指定社員 公認会計士 徳永 剛
業務執行社員指定社員 公認会計士 高屋 友宏
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラ・アトレの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラ・アトレの平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年1月25日開催の取締役会決議に基づき、平成29年1月31日付で、子会社の固定資産取得に係る金融機関からの借入に対して債務保証を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年5月11日

株式会社ラ・アトレ
取締役会 御中

監査法人よつば総合事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	徳永 剛	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	高屋 友宏	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラ・アトレの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成29年1月1日から平成29年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成29年1月1日から平成29年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ラ・アトレ及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年4月26日開催の取締役会決議に基づき、平成29年4月27日付で、子会社による固定資産取得のための金融機関からの借入に対して債務保証を行っている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。